

入札・契約制度説明会

日 時:平成26年3月27日(木) ① 午前10時30分～

② 午後 1時30分～

場 所:金沢歌劇座(2F)大集会室

次 第

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 前払金・中間前払金・地域建設業経営強化融資制度の積極的活用について
＜東日本建設業保証(株) 石川支店＞ | 1P |
| 2 | 平成26年度 入札・契約制度の改正について | 1P |
| | (1) 競争入札参加資格の審査申請における変更について | 1P |
| | (2) 樹木等維持管理業務について | 1P |
| | (3) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について | 2P |
| | (4) インフレスライド条項の運用について | 3P |
| | (5) 工期延長の協議について | 4P |
| | (6) 公共工事設計労務単価等報告書提出の終了について | 4P |
| | (7) 留意事項 | 4P |
| 3 | 検査体制について | |
| | (1) 平成25年度 検査結果について(2月末現在集計) | 6P |
| | (2) 平成26年度 入札参加条件について | 6P |
| | (3) その他 | 7P |

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約グループ・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 前払金・中間前払金・地域建設業経営強化融資制度の積極的活用について

東日本建設業保証株式会社 石川支店 課長 加來 雅隆 氏

メモ

2 平成26年度 入札・契約制度の改正について

(1) 競争入札参加資格の審査申請における変更について(石川県と同様)

ア 要件の追加

建設工事の入札参加資格申請の要件に、雇用保険並びに健康保険及び厚生年金保険への加入を追加します。

イ 時期

平成27年1月の一斉更新時から実施する。(平成27・28年度の定期審査)

ウ 加入の有無の確認方法

総合評定値通知書で各保険の加入状況を確認します。

(2) 樹木等維持管理業務について

公共工事設計労務単価の改定等に伴い設計金額が上昇したため、次のとおり発注標準を見直します。

等級	総合審査数値	予定金額
		樹木等維持管理業務
A	760点以上	<u>380万円以上</u> 320万円以上
B	600点以上	<u>100万円以上</u> 80万円以上
C	600点未満	<u>100万円未満</u> 80万円未満

(改正後)
H26年度
H25年度
(改正前)

※ 樹木等維持管理業務には、剪定、雪吊り、除草業務を含みます。

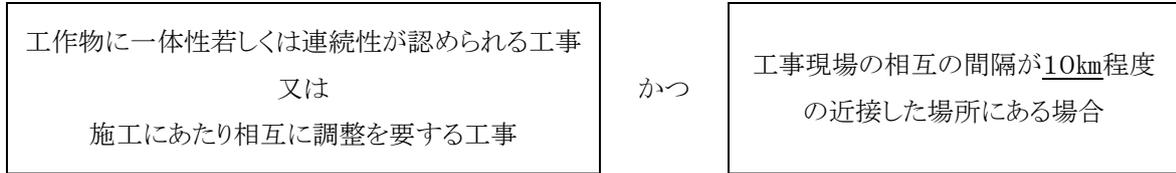
(3) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について(石川県と同様)
(平成26年3月10日改正)

【主任技術者について】

ア 主任技術者の専任制の緩和について

主任技術者等の専任要件を、次のとおり再度緩和しました。

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。



※ 改定前5km → 改定後10km

ただし、次の工事は、兼務を認めません。(従来どおり)

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が 3,000 万円(建築一式は、4,500 万円)以上)
等

イ 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(ア) 主任技術者の兼務に関する条件明示について(従来どおり)

設計図書(特記仕様書等)に条件を明示

当該工事の配置予定技術者について、石川県からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月20日付け監第2722号))に該当し、2以上の工事を主任技術者として兼務することができる工事であるか否かを明示。

(イ) 主任技術者の兼任承認申請について(従来どおり、ただし、様式1中5kmを10kmに変更)

次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合
注)なお、他発注機関の中には金沢市企業局を含みます。

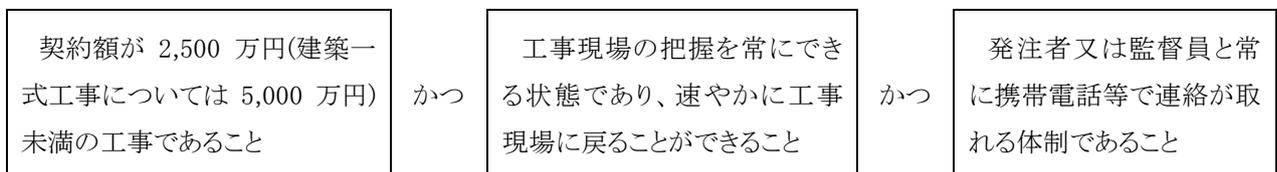
(ウ) 入札前の事前審査について(従来どおり、ただし、様式2中5kmを10kmに変更)

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【現場代理人について】(従来どおり)

ウ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。



エ 現場代理人の兼務について

(3)ウにより常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務する工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務する工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること。
- ◎ 兼務する工事の契約額… ・ 契約額が 2,500 万円 (建築一式工事については 5,000 万円) 以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと。
【他の工事の専任技術者でないこと】
 - ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね 5,000 万円であること。

オ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請書(様式3)によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】(従来どおり)

カ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。(金沢市工事請負契約約款第10条第5項)

キ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(3)ウ、エに関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

【主任技術者等の専任制(常駐義務)緩和の条件明示について】(従来どおり)

ク 主任技術者の兼務及び現場代理人の常駐義務緩和に関する条件の明示について

主任技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事ごとの特記仕様書に明示します。

(4) インフレスライド条項の運用について(金沢市工事請負契約約款第25条第6項)

ア 適用対象工事

新労務単価の上昇等に伴い、平成26年1月31日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を適用します。

- ・ 残工事が基準日から2箇月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

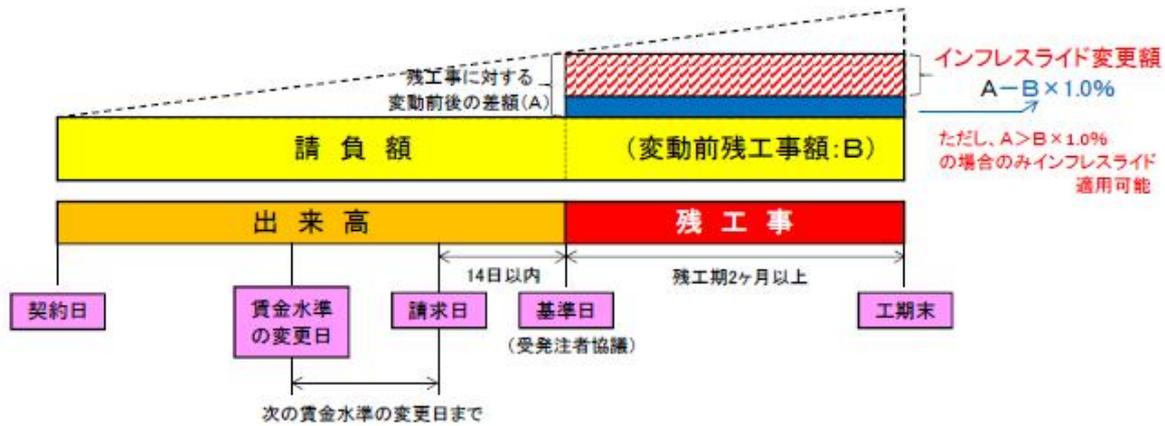
※ 基準日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

イ 全体スライド及び単品スライド条項との併用

全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライドを請求することができます。

また、インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライドを請求することができます。

【インフレスライドのイメージ図】



(5) 工期延長の協議について

平成25年度については、東日本大震災の復興工事や国の大型補正などの関係で国や自治体が多くを工事を発注したため、資材の仕入れ遅延や、工種によっては労働者不足が生じ、入札不調の原因となったことから、特に年度末を工期末とする場合などで、年度を跨ぐ工期延長が可能な場合、特記仕様書に「工期延長の協議に応じる」旨を明示することとしましたが、平成26年度も同様の措置を講ずる予定です。

(6) 公共工事設計労務単価等報告書提出の終了について

平成25年7月から、Aクラスの工事で契約額が2,000万円以上のものについては、請負工事下請人通知書に併せて公共工事設計労務単価等報告書の提出をお願いしてきましたが、平成26年度の契約分から提出の必要はありません。

(7) 留意事項

ア 下請負人選定理由書の提出を義務付け(平成23年度より)

【金沢市工事請負契約約款 第7条第4項】

イ 下請契約について(金沢市工事請負約款第7条関係ほか)

- ◎ 工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ◎ 下請代金や支払い条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。

ウ 契約約款の改正について

前払金返還利息及び支払遅延利息の改正

現行 年3.0% → 改正 年2.9%

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき率を定める件)

エ ホームページの活用

- ・ 一般競争入札の公告は、監理課内に掲示するとともに、ホームページに掲載。
- ・ 発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載。

※ 定期的に監理課ホームページのチェックを

監理課HPアドレスはこちら → <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>

- ・ 金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセス可。

オ 設計図書等の閲覧(ダウンロード)

「入札情報システム(PPI)」へログインして

- ・ 「入札予定」→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロード

カ 入札結果の閲覧

H25.1.28 以降に落札決定した案件について、入札情報システム(PPI)での閲覧可。

キ 電子入札における注意事項

- (a) 入札書に添付する工事費内訳書は、独自様式を使用しないこと。

具体例:本市指定のファイルの書式を独自に変更する等

- (b) 入札参加申込時及び入札書提出時における添付ファイルの誤り

- (c) 認証カードの登録・変更手続は、発注者毎に必要。

- (d) 認証カードの期限切れは、トラブルの原因となるので十分注意すること。

具体例:入札書提出時に使用したカードの有効期限が、開札日時に期限切れとなる場合

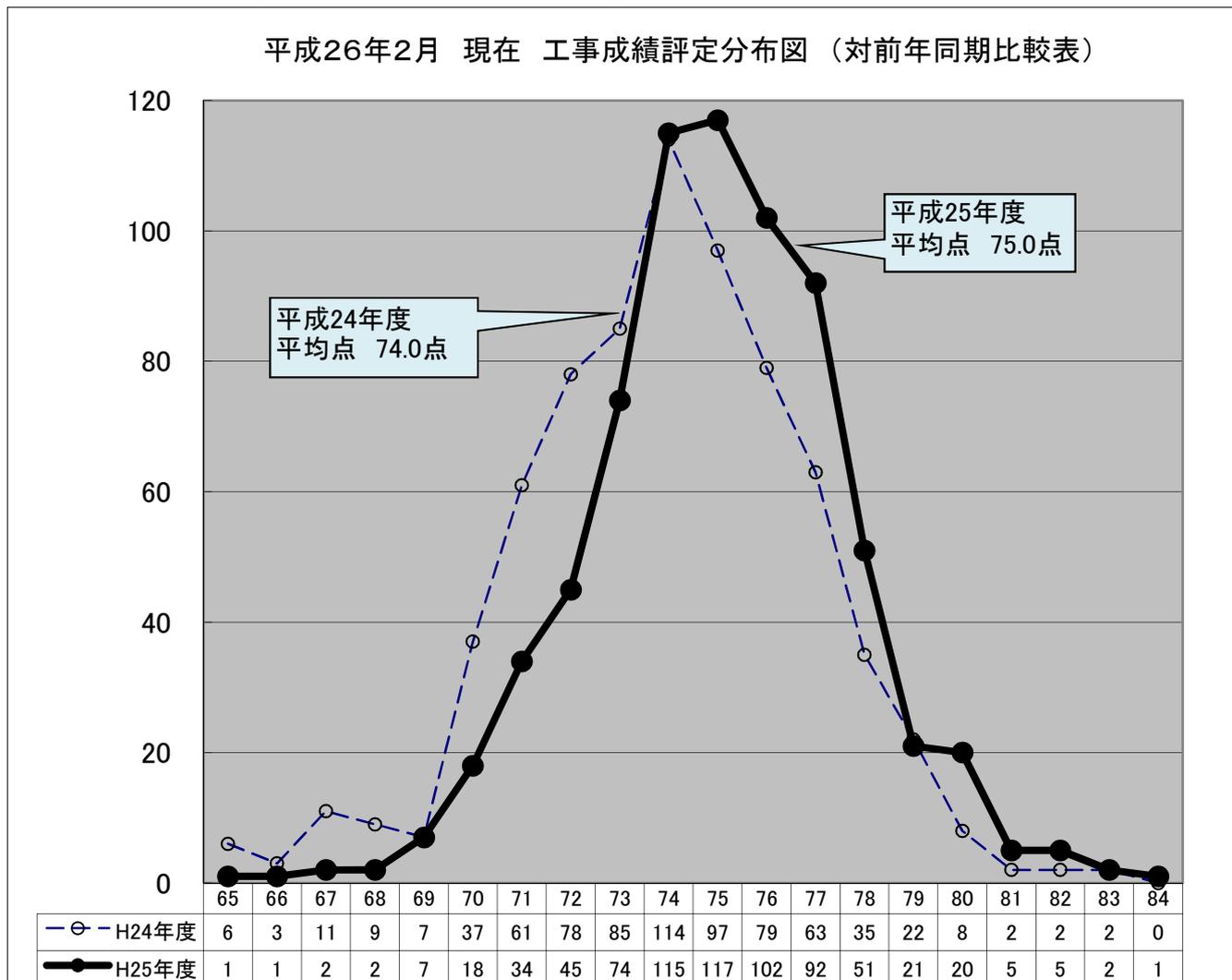
- (e) 操作で不明な点は、ヘルプデスクに問い合わせを。

○ 電子調達コールセンター TEL0570-011-311

受付時間 平日の9:00～18:00

3 検査体制について

(1) 平成25年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
H24年度	65点	74.0点	721件	36件	0件
H25年度		75.0点	715件	13件	0件

(2) 平成25年度 入札参加条件について

項目	制約付き一般競争入札の条件			
	① 過去2年間の平均点			② 直近1年間の成績
H25年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	65点未満がないこと
	H23・24年度	70点以上	65点以上	

(3) その他

ア 金沢ブランド優秀新製品の利用促進について

本市においては、ものづくり産業の振興を図るため、「金沢ブランド優秀新製品」認定制度を設けており、今後、市発注工事における資材等に当該認定製品の積極的な活用をお願いします。

なお、活用が可能と思われる工事を発注する際には、特記仕様書等で優先的使用を明記し、実際に使用された場合に受注者より「創意工夫に関する実施状況届」の提出がなされれば工事成績評定への加点を行います。（ただし、製品指定した場合には、創意工夫に当たらないため、加点の対象とはなりません。）

金沢ブランド優秀新製品の詳細については、金沢市ものづくり産業支援課のホームページ内「金沢ブランド優秀新製品」をご覧ください。

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17009/kanazawabrand/kanazawa-brand.html>